

平成21年2月24日改訂版

食料供給力向上緊急機械リース支援事業 リース料助成金申請・審査要領

新農業機械実用化促進株式会社

この申請・審査要領は、平成20年度2次補正予算の「食料供給力向上緊急機械リース支援事業」のリース料助成を受けるための申請方法や、当社が公平に審査を行うための方法などを具体的にお示ししたものです。

本事業に申請をお考えの農業者やリース事業者の方々は、この申請・審査要領をご熟読の上、記載内容や添付書類などお間違えのないようご応募をお願いします。

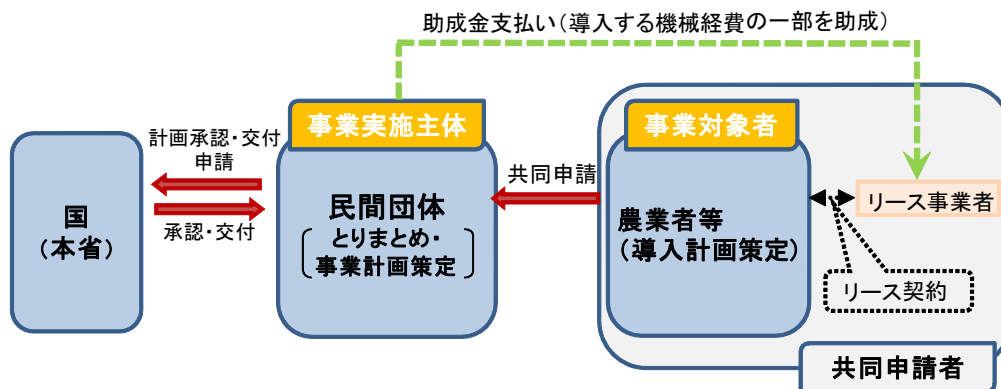
(※) 新農業機械実用化促進株式会社について

当社は、平成20年12月25日から農林水産省により公募されましたこのリース支援事業の事業実施主体に応募し、平成21年1月19日付けで採択の通知を頂きました。本事業の執行に当たっては、実施要領、業務方法書及びその他の法令等に基づき、外部審査委員などの協力も得ながら公正な審査・運営に当たることとしています。



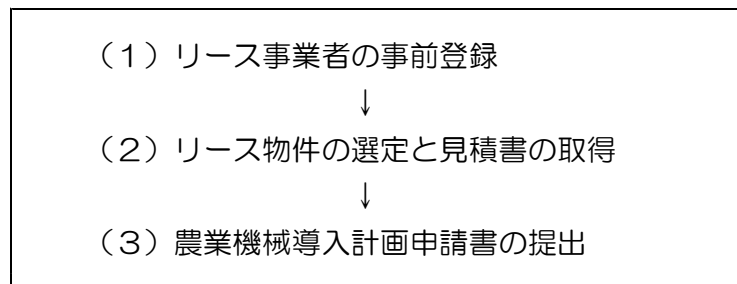
1 リース支援事業の概要

リース支援事業における、①国、②事業実施主体（当社）、③事業対象者（農業者など）、④リース事業者の関係は、以下の図のとおりです。このうち、③事業対象者と④リース事業者は『共同申請者』となり、当社に申請書（「農業機械導入計画申請書」といいます。）を提出していただきます。当社による審査の結果、採択されれば、リース料の一部がリース事業者に交付される仕組みとなっています。



2 農業機械導入計画申請書の提出方法

リース支援事業において助成を受けるためには、農業機械導入計画申請書を事業対象者とリース事業者が連名で作成し、期日までに当社に提出していただく必要があります。具体的な手順は以下の流れとなります。



(1) リース事業者の事前登録

本事業では、助成金の交付を受けて導入された機械が適正に利用されるよう、農業機械導入計画申請書を提出できるリース事業者を事前登録することとしています。

本事業への参画を希望するリース事業者は、2月12日（木）10時から2月18日（水）17時までの間に、必要書類を当社まで提出して下さい（郵送の場合は期限必着）。当社では、応募された書類を審査し、要件に適合するリース事業者には登録証を発行いたします。

〔事前登録に必要な書類〕

- ① リース事業者登録申請書（別添様式）
- ② リース事業者の会社案内（パンフレット等）
- ③ 直近の会計年度の財務諸表（債務超過でないことを確認します。）
- ④ 農業機械に係るリース取扱高（当該会計年度の新規契約高をいう。）が、年間50,000千円以上あることを証明する書類（直近3カ年のうち、1カ年分で可）
- ⑤ 農業機械に係るリース物件の主な仕入先がわかる書類

（2）リース物件の選定と見積書の取得

ア) リース物件の選定

事業対象者の皆様方には、リース導入を希望する農業機械を、事業の対象農業機械の中から選定していただく必要があります。農林水産省では、申請者の方が確実に対象機種を選定できるよう、別添のとおり対象機種の『型式一覧』を作成しています。

「対象機械の要件を満たしているはずなのに『型式一覧』に掲載されていない。」という場合は、その機械の販売店にお問い合わせ頂き、製造メーカーを通じて農林水産省にその型式について『型式一覧』への登録を依頼して下さい。

イ) 見積書の取得

リース物件となる農業機械の型式が決まったら、(1)の事前登録を受けたリース事業者を選定し、更にリース物件の仕入先（農機販売店など）を選定していただく必要があります。農業機械はできるだけ安く導入する必要がありますので、同一型式について複数の仕入先候補から見積書を取得し、最も低い価格を提示したものを、申請書における「リース物件取得予定価格」欄に記入して下さい。

（3）農業機械導入計画申請書の作成と提出

リース物件の仕入先が決まったら、事業対象者とリース事業者は、リース期間や残価などリース契約の詳細について十分打ち合わせを行っていただいた上で、農業機械導入計画申請書を作成し、当社に提出していただきます。申請書には、リース事業者ごとに当社から通知した「リース事業者分類番号」と申請書ごとの「通し番号」を「申請書整理番号」欄に付して下さい。1事業対象者が提出できる申請書は1通のみです。

また、申請書の作成にあたっては、特に次のア)～ウ)について注意して下さい。

ア) リース料助成要望額について

農業機械導入計画申請書に記載する『リース料助成要望額』の助成割合は、リース物件価格の1/2が上限となっていますが、

- ① リース期間を法定耐用年数未満に設定する場合
- ② リース期間満了後に残価を設定する場合

は、この助成割合が1/2よりも小さくなります。（農業機械導入計画申請書の入力フォームに、リース物件価格、リース期間、残価等を入力すると、リース料助成要望額が自動算出されます。）

《リース料助成要望額の算出方法》

① リース期間を法定耐用年数未満に設定する場合

$$\text{リース物件価格（税抜き）} \times \left(\frac{\text{「リース期間」}}{\text{法定耐用年数}} \right) \times 1/2$$

② リース期間満了後に残価を設定する場合

$$\left(\text{リース物件価格（税抜き）} - \text{残価} \right) \times 1/2$$

③ ①と②を同時に設定する場合

以下のAまたはBのいずれか小さい方がリース料助成要望額となります。

$$A: \text{リース物件価格（税抜き）} \times \left(\frac{\text{「リース期間」}}{\text{法定耐用年数}} \right) \times 1/2$$

$$B: \left(\text{リース物件価格（税抜き）} - \text{残価} \right) \times 1/2$$

[③（①と②を同時に設定する場合）におけるリース料助成要望額のケーススタディー]

→ 280万円の履带式トラクターを、50万円の残価を設定して4年リースする場合

$$A: 280\text{万円} \times \frac{4\text{年}}{7\text{年}} (\text{トラクタの法定耐用年数}) \times 1/2 = 80\text{万円}$$

$$B: \{280\text{万円} - 50\text{万円} (\text{残価})\} \times 1/2 = 115\text{万円}$$

AかBの小さい方が助成要望額となりますので、この場合80万円となります。

イ) 『リース料助成要望額』の調整について

全国から応募された農業機械導入計画申請書に記載された『リース料助成要望額』を合計した総額が、予算額（約50億円）を超過した場合、予算の範囲内に収まるように『リース料助成要望額』を次式で調整した額が各申請者に対して通知されます。

例えば、全国から予算額の4倍の要望額が寄せられた場合、200万円を申請した方の助成額は、1/4の50万円となります。

$$\text{リース料助成額（通知額）} = \text{リース料助成要望額} \times \left(\frac{\text{予算額}}{\text{要望額の総額}} \right)$$

ウ) 複数台数の申請がある場合の留意事項について

複数台数の申請がある場合、リース料助成額の通知（『農業機械導入計画 採択通知書』といます。）を受けた後、その一部の機械のみ申請を辞退することは認められませんので、申請内容の検討はくれぐれも慎重に行ってください。

[申請台数に関するケーススタディー]

→ 履带式トラクター、高速代かき機、水稻直播機の3台のリースを希望する場合

《農業機械導入計画申請書》

- ・履带式トラクター （要望額：200万円）
- ・高速代かき機 （要望額：100万円）

- ・ 水稻直播機 (要望額：120万円)

《採択通知書（仮に、結果的に予算額の4倍の要望額が寄せられた場合）》

- ・ 履带式トラクター (助成額：200万円×1/4=50万円)
- ・ 高速代かき機 (助成額：100万円×1/4=25万円)
- ・ 水稻直播機 (助成額：120万円×1/4=30万円)

《リース料助成辞退届》

- ・ 履带式トラクター → 助成受理 (助成額：50万円)
- ・ 高速代かき機 → 助成辞退
- ・ 水稻直播機 → 助成辞退

このように一部の機械のみ助成を辞退することは認められません。

本事業への参画を希望する事業対象者とリース事業者は、2月16日（月）10時～3月6日（金）17時までの間に、以下の必要書類を当社まで提出して下さい。また、リース事業者は、自らの扱う申請書の内容を一覧表（様式5）にして、3月6日（金）17時までに当社まで提出して下さい（いずれも、郵送の場合は期限必着）。

※これまで募集期限を2月27日としていましたが、農林水産省からの要請を受け、共同申請書のうちリース事業者が行う事前の信用調査等に一定期間を要することから、農業者の皆様方の実質的な検討期間を27日頃まで確保するため、1週間の期限延長を行いました。農業者の皆様方におかれましては、リース事業者へのお申込期限を確認の上、ご応募をご検討ください。

〔農業機械導入計画の申請に必要な書類（事業対象者及びリース事業者）〕

書 類 名	様式
農業機械導入計画申請チェックリスト	様式1
農業機械導入計画申請書（記入マニュアルを参照して作成して下さい。）	様式2
事業対象者チェックリスト及び当該チェックリストに記載された書類一式	様式3
リース事業者登録証の写し(複数事業対象者分を一括申請する場合は省略可)	様式4
リース物件に関する見積書の写し(複数の仕入先からの見積書が必要です。)	—

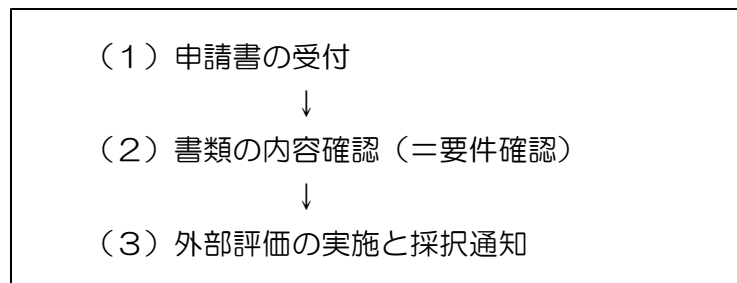
〔農業機械導入計画の申請に必要な書類（リース事業者）〕

書 類 名	様式
農業機械導入計画申請一覧（現在、様式5は準備中です。登録されたリース事業者に別途ご連絡します。）	様式5

3 農業機械導入計画申請書の審査

事業対象者とリース事業者から農業機械導入申請書が提出された後、新農機（株）では当該申請書の審査を行います。

具体的な手順は以下の流れとなります。



(1) 申請書の受付

提出して頂いた申請書は、当社に提出していただいた順に受付します。なお、期日までに当社に到着しなかった場合は、気象災害などの特別な理由のない限り、原則として受付を却下しますので、ご注意下さい。

(2) 書類の内容確認

提出して頂いた書類について、それぞれ次の点について確認します。

- ① 申請書類は全て揃っているか。
- ② 申請書類の記載内容に不備、誤り、矛盾点などはないか。

確認後、当社では申請内容を総括表として取りまとめます。その際に、例えば申請書類の一部に不備があっても、原則として、申請者にはその旨通知することなく「不備」のまま審査を進めます。即ち、書類の不備等は「不採択」に直結する可能性が高くなりますので、申請にあたって書類の確認は慎重に、かつ、正確に行うようご注意下さい。

(3) 外部評価の実施と採択通知

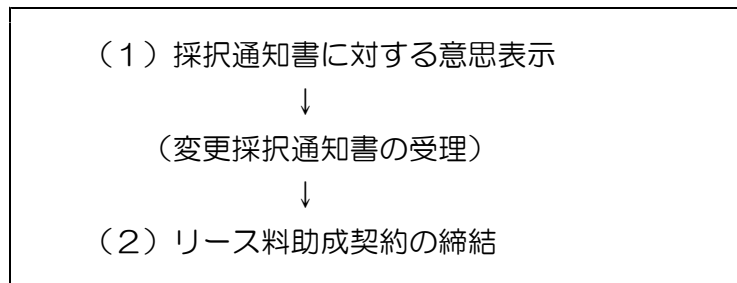
総括表を作成後、外部有識者等からなる『食料供給力向上緊急機械リース支援事業

審査委員会』を開催し、客観的かつ公平な視点から最終的な採否を判断していただきます。

採否が決まりましたら、当社より各申請者に対して「農業機械導入計画 採択通知書」を送付いたします（不採択者には別途、リース事業者を通じて連絡します。）。なお、この採択通知書には、各申請者ごとのリース料助成金が記載されています。採択者の要望額が多く、予算規模を超過した場合、それぞれの要望額を調整いたしますので、採択通知を受けた申請者はこの助成金を必ず確認して下さい。

4 採択から契約まで

申請者における、農業機械導入計画採択通知書の受理から、助成金の受け取りまでの具体的な手順は以下の流れとなります。



(1) 採択通知書に対する意思表示

採択通知書に記載された期限までに、申請者は、次の①または②のいずれかの書類を当社まで提出していただく必要があります。

- ① リース料助成契約合意書（様式6）
- ② リース料助成辞退届（様式7）

このうち、「① リース料助成契約合意書」は、採択通知書に記載された内容でリース契約を締結することに合意した場合に提出するものです。また、「② リース料助成辞退届」は、採択通知書に記載された助成金が意図していたものより少なく自己資金が工面できない等のやむを得ない理由により、リース料の助成を辞退される場合に提出するものです。期限までにいずれの書類も提出がない場合、リース料の助成を辞退したものとみなします。

なお、1事業対象者が、複数の機械を申請していた場合、一部の機械のみ助成を辞退することや、各機械の助成額を互いに増減することはできません。

また、いかなる理由があっても、辞退届を提出した後に、これを撤回することはできませんので、ご注意下さい。

（変更採択通知書）

リース料助成の辞退者が多い場合、申請書における要望額の範囲内で、『リース料

助成契約合意書』を提出した申請者に追加助成を行います。

この場合、「農業機械導入計画 採択通知書」に準じた様式で、当社より変更採択通知書をお送りします。

(2) リース料助成契約の締結

リース料助成契約合意書を提出していただいた申請者に対して、当社より、当社の押印をしたリース料助成契約書を3部お送りします。

事業対象者とリース事業者は、3部全てに押印の上、このうち1部は「リース契約書の写し」と「助成金請求書」を添えて当社にご返送下さい。

当社から、あらかじめ登録されたリース事業者の指定口座に、リース料助成金をお振り込みいたします。

なお、リース契約締結後に、リース物件が実際に事業対象者に引き渡されましたら、リース事業者は、借受証の写しを当社に送付下さい。

5 全体スケジュール

この申請・審査要領の作成時点におけるリース料助成金の支払までのスケジュールは概ね次のとおり想定しています。適宜、当社のホームページでも情報提供を行って参りますので、関係者の皆様方は今後のスケジュールに十分ご注意下さい。

なお、農林水産省からの要請による申請期限の延長に伴って、今後のスケジュールも延長する予定ですので、あらかじめご承知ください。

2月10日（火）	申請・審査要領の公表
2月16日（月）	農業機械導入計画申請書の応募開始
3月 6日（金）	農業機械導入計画申請書の応募〆切

(以下はこれまでの想定スケジュールであり、今後延長する予定)

3月31日まで	採択通知書の送付
4月17日まで	リース料助成契約合意書またはリース料助成辞退届の提出〆切
5月31日まで	リース契約の締結、リース料助成金の支払完了

6 申請書などの提出先・連絡先

本事業に係る申請書など書類の提出先や連絡先・問い合わせ先は、次の通りです。特に電話番号はお間違えのないようお願いいたします。

当面はこちらにお問い合わせ下さい。また、リース事業者の
事前登録申請はこちらをお願いします。

新農業機械実用化促進株式会社
〒101-0041
東京都千代田区神田須田町一丁目18番6号 第一谷ビル5階
TEL 03-6206-0681（代表）（お問い合わせは9:30～17:30までをお願いします。）
FAX 03-6206-0682
E-mail shinnouki@gol.com
URL <http://www.shinnouki.co.jp/index.html>
（お手数ですが、当社の地図は、各種の地図検索サイト等で住所から検索して下さい。）

農業機械導入計画申請書等はこちらに送付して下さい。

新農業機械実用化促進株式会社 リース支援事業準備室
〒101-0047
東京都千代田区内神田1丁目4番5号 レイアード大手町ビル2階
TEL 03-5280-3045（代表）（お問い合わせは9:30～17:30までをお願いします。）
FAX 03-5280-3099

申請書整理番号		
---------	--	--

平成20年度食料供給力向上緊急機械リース支援事業
リース料助成辞退届

平成 年 月 日

新農業機械実用化促進株式会社
代表取締役社長 安橋 隆雄 あて

(事業対象者)

住所 〒□□□-□□□□ 都道府県 区郡市 区町村
名称 代表者 (印)
電話 ()

(リース事業者)

住所 〒□□□-□□□□ 都道府県 区郡市 区町村
名称 代表者 (印)
電話 ()

平成○年○月○日付けで農業機械導入計画の採択通知がありましたリース料助成金について、下記の理由により助成金の申請を辞退いたしますので、提出します。

記

1. 理由 :

2. 助成申請辞退額 : 金 千円

食料供給力向上緊急機械リース支援事業
リース事業者 登録申請書

平成 年 月 日

新農業機械実用化促進株式会社
代表取締役社長 安橋 隆雄 あて

リース事業者名：
代表者： 印

食料供給力向上緊急機械リース支援事業のリース事業者として承認されたく、下記のとおり申請します。

記

- 1 会社設立年次 年
- 2 従業員数 平成20年3月31日現在 名
- 3 資本金 平成20年3月31日現在 円
- 4 過去3事業年度のリース取扱高 百万円
うち農業機械取扱高 百万円（3事業年度を年度別に表示）
- 5 連絡先
(1) 住所 〒□□□-□□□□ 都道府県 区郡市 区町村
(2) 氏名
(3) 電話 ()
(4) F A X ()
(5) E-mail
6. 支払先（リース料助成金の振込先）
(1) 金融機関名
(2) 本店・支店の名称
(3) 口座名義
(4) フリガナ
(5) 口座番号
(6) 当座・普通の別 (当座 ・ 普通)

(注)：申請に際して、①リース事業者の会社案内（パンフレット等）、②直近の会計年度の財務諸表、③農業機械に係るリース取扱高（当該会計年度の新規契約高をいう。）が、年間50,000千円以上あることを証明する書類（直近3カ年のうち、1カ年分で可）、④農業機械に係るリース物件の主な仕入先がわかる書類を添付すること。

申請書整理番号		
---------	--	--

農業機械導入計画申請チェックリスト

(チェック欄に○×を付して下さい。)

番号	資料名	チェック内容	チェック欄
01	農業機械導入計画申請チェックリスト	全てのチェック欄が確認されたこのチェックリストは添付されているか。	
02	農業機械導入計画申請書	全ての記載事項が埋められ、押印された当該申請書は添付されているか。また、1事業対象者が複数の申請書を提出していないか。	
03	「事業対象者の営農に関する現状・課題と今後の展開方向」欄	リース物件の「分類（生産性向上または品質向上）」と「2. 現在抱えている問題欄」のカテゴリは整合しているか。	
04		リース物件の「対象作物」と「3. 今後の展開方向」の記載内容は整合しているか。	
05	「リース物件の内容」欄	導入する全てのリース物件について、個別に記載されているか。	
06		リース物件と「対象作物」は実施要領と整合しているか。	
07		リース物件の型式は、『型式一覧』にリストアップされているか。	※
08		リース期間は4年以上～法定耐用年数以下で設定されているか。	
09		リース物件取得予定価格は、複数の仕入先で作成された見積書の最も小さい額が記入されているか。	
10	事業対象者チェックリスト	全てのチェック欄が確認された当該チェックリストは添付されているか。	
11	事業対象者チェックリストに記載された書類一式	事業対象者チェックリストに記載された全ての書類は添付されているか。	
12	リース事業者登録証の写し	当該登録証の写しは添付されているか。 (複数事業対象者分を一括申請する場合は省略可)	
13	(※が「×」の場合のみ記入すること) 当該型式の型式名とその機能がわかるパンフレットなど	リース物件は対象機種に該当し、当該型式の型式名、機能がわかるパンフレット等は添付されているか。	
14	リース物件に関する見積書の写し	複数の仕入先で作成された見積書の写しが添付されているか。	

(様式2)

申請書整理番号		
---------	--	--

平成 年 月 日

平成20年度食料供給力向上緊急機械リース支援事業
農業機械導入計画(変更)申請書

新農業機械実用化促進株式会社
代表取締役社長 安橋 隆雄 あて

事業対象者名 :
代表者 : 印

リース事業者名 :
代表者 : 印

平成20年度食料供給力向上緊急機械リース支援事業実施要領(平成21年1月27日付け20生産第5730号生産局長通知)第4の2の(1)に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 事業対象者

住所 〒□□□-□□□□ 都道府県 区郡市 区町村
名称 (フリガナ)

電話 ()

2. リース事業者

住所 〒□□□-□□□□ 都道府県 区郡市 区町村
名称

電話 ()

3. 事業対象者の営農に関する現状・課題と今後の展開方向

1. 営農に関する現状

(注) 該当する作物を○で囲み、()には面積を記入すること。

[栽培作物・面積(ha(=町歩))]

水稻()・麦類()・大豆()・いも類()・てん菜()・
さとうきび()・特産農作物()・果樹()・野菜()・飼料()

2. 現在抱えている課題

(注) 該当する項目に○を付し、課題について記述すること。

[生産性向上() / 品質向上()]

3. 今後の展開方向

(注) 2の課題に対する展開方向を記述すること。

4. 事業対象者の分類

認定農業者	()	認定農業者に準ずる者	()
特定農業法人	()	特定農業団体	()
農業サービス事業体	()	集落営農組織	()
農業者の組織する団体	()		

(注) 該当する事項に○を付すとともに、対象者であることを確認できる書類を添付すること。

5. リース物件の内容

導入 機 械 1	対象作物				
	対象作業				
	対象機種				
	型式名、数量			(台)	
	製造会社名				
リース 期間 (注1)	開始日～終了日(※1)		~		(年)
	リース借受日から○年間(※2)	(年)			
リース物件取得予定価格(税抜き)		[①]	(円)		
リース期間終了後の残価設定		[②]	(円)		
リース料助成要望額(注2)		[③]	(円)		
リース諸費用(金利・保険料等)		[④]	(円)		
事業対象者負担リース料(税込み)		[①-②-③+④]	(円)		
リース物件設置場所	〒□□□-□□□□ _____ 都道府県 _____ 区都市 _____ 区町村 _____				

(注) 1 ※1及び※2については、いずれかを記入すること。

2 リース料助成要望額([③])は、A、Bいずれか低い額とすること。

A : $([①] - [②]) \times 1/2$ 以内..... (円)

B : $[①] \times (\text{リース期間}/\text{法定耐用年数}(7\text{年})) \times 1/2$ 以内..... (円)

3 別添として、複数の販売会社等の見積書の写し等を添付すること。

4 複数の物件をリースする場合には、各物件ごとにそれぞれ別葉で記載すること。

事業対象者チェックリスト

事業対象者 チェック 欄 ↓	提出資料 事業対象者	農業経営改善計画の認定書	認定に向けた取組計画及び担い手協議会の受領書(別紙様式1、2)	定款・規約 (注2)	農業生産法人化等計画書 (注3)	特定農用地利用規程及び特定農用地利用規定の認定書	野菜の産地強化計画及び担い手リスト	果樹産地構造改革計画及び担い手リスト	農畜産業振興機構からの証明書	販売伝票(販売(出荷)の有無が明らかになるもの) (注4)
	承認(認定)機関	市町村	—	—	—	市町村	都道府県	都道府県	—	—
	策定主体	事業対象者	事業対象者	事業対象者	事業対象者	事業対象者	農協等	産地協議会	農畜産業振興機構	販売先
	認定農業者									
	(認定農業者に準ずる者)									
	各作物共通									
	野菜									
	果樹									
	さとうきび									
	でん粉原料用かんしょ									
	特定農業法人									
	特定農業団体									
	農業サービス事業体									(注5)
	集落営農組織									
	農業者の組織する団体									

(注1) 当てはまる事業対象者チェック欄に1つだけ「○」を付すこと。また、当該事業対象者の要件確認を行うための右欄の提出資料の写しが準備できた場合、それぞれの欄に「○」を付すこと。

(注2) 規約又は定款において①代表者、②構成員の加入及び脱退、③総会の議決事項・方法、④農用地や農業用機械等の利用及び管理、⑤経理の一元的管理等に関する事項等を定めていること。

(注3) 農業生産法人化等計画書については、品目横断的経営安定対策実施要領(平成18年6月27日付け18経営1871号農林水産省経営局長通知)の水田・畑作経営所得安定対策実施要領の様式19号に準じて作成すること。 <http://www.maff.go.jp/j/ninaite/yousiki/pdf/y19.pdf>

(注4) 販売伝票とは、具体的には、出荷伝票、受領証、仕切書、営農実績(農協等発行)等平成20年度の販売(出荷)の有無が確認できるものとする。

(注5) 農業サービス事業体については、平成19年度の農作業受託実績に替えることのできるものとする。

平成20年度食料供給力向上緊急機械リース支援事業
「農業経営改善計画の認定に向けた取組計画」の受領書

平成21年〇月〇日

事業対象者名 あて

地域担い手協議会名
代表者名

貴殿から提出された「農業経営改善計画の認定に向けた取組計画」について、確かにこれを受領いたしました。

農業経営改善計画の認定に向けた取組計画

私は、平成20年度食料供給力向上緊急リース支援事業の申請にあたり、事業目標年度の平成22年度までに認定農業者となるべく、以下の方針で経営改善に取り組んで参ります。

申請者住所

氏名

生年月日 年 月 日生(歳)

印

1 目標とする営農類型

--

2 経営の現状及び展開方向

(1) 農業経営の現状

作物名	面積 (ha)

(2) 今後の展開方向

農業経営の現状	今後の展開方向

3 農業経営の改善目標

(1) 規模拡大・農地集積

	現 状	目 標
水田	h a	h a
畑作		
その他 ()		
計		

(2) 作目・部門別の合理化の方法

作目・部門名	現 状	目 標

4 農業経営改善計画の作成・申請予定

平成 年 月

農業経営改善計画の認定を受けるため、市町村に提出した際は、平成20年度食料供給力向上緊急機械リース支援事業の事業実施主体である新農業機械実用化促進株式会社に対し、その写しを添えて報告いたします。

(様式4)

20新農機り登録第〇号

平成〇年〇月〇日

リース事業者 登録証

リース事業者名：

代表者：

食料供給力向上緊急機械リース支援事業（以下、「本事業」という。）に係るリース事業者登録申請書について、内容審査の結果、本事業のリース事業者として適当である旨確認いたしましたので、通知します。

平成〇年〇月〇日

新農業機械実用化促進株式会社

代表取締役社長 安橋 隆雄 印

申請書整理番号		
---------	--	--

平成20年度食料供給力向上緊急機械リース支援事業
リース料助成契約合意書

平成 年 月 日

新農業機械実用化促進株式会社
代表取締役社長 安橋 隆雄 あて

(事業対象者)

住所 〒□□□-□□□□ 都道府県 区郡市 区町村
名称 代表者 (印)
電話 ()

(リース事業者)

住所 〒□□□-□□□□ 都道府県 区郡市 区町村
名称 代表者 (印)
電話 ()

平成○年○月○日付けで農業機械導入計画の採択通知がありましたリース料助成金について、今後、貴社との間でリース料助成契約を締結することを合意します。